

地区	団地	管理	住宅番号	順位

県営住宅同居者異動届(兼収入・家賃再認定申請書)

福岡県知事 殿

団地名: 県営住宅 _____ 団地

住宅番号 _____ 号

令和 年 月 日

(フリガナ)

名義人: 氏名 _____

(電話: - - - -)

私の世帯について、下記のとおり同居者の異動が生じましたので、証明する関係書類を添えて届け出ます。

同 ・ 別	続柄	氏名	性別	生年月日				職業又は勤務先 (電話番号)	異動理由及び 異動年月日	年間所得金額(円)			諸控除該当欄					裁量項目欄			
				元号	年	月	日			(給)	(年)	(総)	特扶 老扶 老扶	老配 障	障 特障	寡 寡婦	ひとり親 ひとり親	障がい級	種類 種類	級 級	種類 種類
本人 ・ 同居者	本人		男・女	大・昭 平・令																	
			男・女	大・昭 平・令																	
			男・女	大・昭 平・令																	
			男・女	大・昭 平・令																	
			男・女	大・昭 平・令																	
(別 居 扶 養 者)		男・女	大・昭 平・令																		
		男・女	大・昭 平・令																		
転出 ・ 転入 者		男・女	大・昭 平・令						年 月 日 転出・転入 ()												
		男・女	大・昭 平・令						年 月 日 転出・転入 ()												
		男・女	大・昭 平・令						年 月 日 転出・転入 ()												
		男・女	大・昭 平・令						年 月 日 転出・転入 ()												

異動後の同居者(別居扶養・配偶者を除く。)の現況転入(転出)

により異動後の世帯人員は本人を含めて

名です。

合計

注1 同居者の転出及び転入を称する書類を必ず添付してください。

注2 出生及び本人(名義人)との婚姻による転入以外は、別途県営住宅同居承認申請による福岡県知事の承認が必要です。

年間所得合計額 (人員-1) × 38万	同居(扶養)数 (10万以下)	その他控除額 給与年金 (25万)	特扶 (10万)	老配扶 (27万)	障がい (27万)	特障 (40万)	寡婦 (27万以下)	ひとり親 (35万以下)
円 一	円 一 () = A A/12						

審査基準日	年 月 日			
区分変更				裁量 階層
収入月収	収入区分	人員 -1		

※この用紙は届出書ですので、ご記入の上、必要な添付書類と一緒に提出してください。

同居者異動届に必要な書類

※以下の1、2のいずれかと、①異動を証する書類や②再認定に必要な書類(ア～エ)を添付すること。

添付書類		特記事項
1 市区町村の発行する最新の所得証明書		<input type="radio"/> 18歳以上の世帯員全員必要です。なお、18歳に到達後最初の3月31日までにある未就労の高校生を除きます。 <input type="radio"/> 本申請と同年度の収入申告において所得証明書を提出済み場合、再度の提出は不要です。
2 生活保護証明書		<input type="radio"/> 管轄の福祉事務所が発行しています。
① 異動を証する書類 <input type="radio"/> 転出の場合 <input type="radio"/> 死亡の場合 <input type="radio"/> 出生の場合 <input type="radio"/> 姓変更の場合 <input type="radio"/> 婚姻の場合	住民票 住民票(除票)等 住民票 戸籍謄本 同意書 住民票 戸籍謄本	<input type="radio"/> 転出した方の転出先の住民票が必要になります(住民票(除票)でも可)。 <input type="radio"/> 転出の理由が離婚の場合は、離婚後の戸籍謄本も必要です。 <input type="radio"/> 住民票(除票)、戸籍謄本、死亡診断書の写しのうち、いずれかひとつ <input type="radio"/> 続柄および筆頭者の記載がある世帯全員の住民票を提出してください。 <input type="radio"/> 所定の書式に記入いただきます。 <input type="radio"/> 続柄および筆頭者の記載がある世帯全員の住民票を提出してください。
② 再認定に必要な書類 ア イ ウ エ	該当事由	添付書類
	ア 給与所得の減少	①(1～5月においては)源泉徴収票の提出が必要です。 ②前年1月2日以降に就職(転職)した場合、勤務証明書が必要です。 ③前年1月2日以降に雇用形態の変更があった場合には、②に加え「労働条件通知書の写しまたは雇用契約書の写しのいずれか」も必要です。
	イ 事業所得の減少	①(1～5月においては)確定申告書の写しの提出が必要です。 ②前年1月2日以降に開業した場合、事業申告書と開業届の控えも必要です。
	ウ 退職	①退職の場合は、「退職証明書、離職票の写し、雇用保険受給資格者証の写し、または源泉徴収票の写し(退職日記載あり)のうちいずれか」が必要です。なお、廃業の場合は、廃業届の写しが必要です。
	エ その他	①障害の手帳をお持ちの場合、その写しを添付してください。その他、控除を証する書類(源泉徴収票の写し、確定申告の控え、戸籍謄本等)を提出してください。
	備考	
	源泉徴収票が手書きの場合は、会社の押印が必要です。 ①婚姻による同居者は提出が必要です。また、収入が著しく減少した場合に提出します。 ②、③の場合には提出が必要です。	
①収入が著しく減少した場合に提出します。 ②の場合には提出が必要です。		

●前年度および今年度の収入申告が未申告である場合は、必ず収入申告書を提出してください。